（ロ）指定混合肥料生産業者（輸入業者）届出事項変更届出書

年　　月　　日

農林水産大臣（都道府県知事）　　殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）　　印

さきに　　年　　月　　日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第16条の２第１項（肥料の品質の確保等に関する法律第16条の２第２項）の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第３項の規定により届け出ます。

記

１　変更した年月日
２　変更した事項
３　変更した理由

備考　氏名又は代表者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

（ハ）指定混合肥料生産（輸入）事業廃止届出書

年　　月　　日

農林水産大臣（都道府県知事）　　殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）　　印

さきに　　年　　月　　日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第16条の２第１項（肥料の品質の確保等に関する法律第16条の２第２項）の規定により届け出た指定混合肥料の生産（輸入）事業を下記のとおり廃止したので、同条第３項の規定により届け出ます。

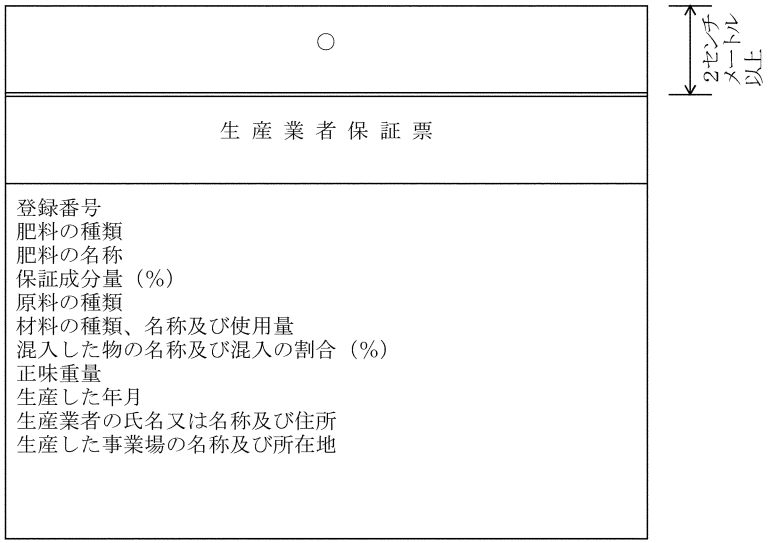
記

１　廃止した年月日
２　生産（輸入）していた指定混合肥料の名称

備考　氏名又は代表者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

様式第９号（第11条関係）

（イ）登録肥料（法第４条第１項第３号に定める普通肥料の登録を受けたもの及び法第33条の２第１項の規定による登録を受けたものを除く。）の場合




備考
１　保証票には、日本産業規格Ｚ8305に規定する８ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いるものとする。
２　保証票を第11条第11項の規定により容器又は包装の外部に縛り付け、又は縫い付ける場合を除き、最上部２センチメートルの部分は、付けなくてもよい。
３　肥料の正味重量が６キログラム以下の場合に付する保証票の文字及び数字の大きさは、適宜のものとする。
４　原料の種類の記載は、第11条の２第２項第１号に規定する農林水産大臣の指定する普通肥料に限る。
５　材料の種類、名称及び使用量の記載は、第11条の２第２項第２号に規定する農林水産大臣の指定する材料が使用された普通肥料に限る。この場合において、「材料の種類、名称及び使用量」の字句は、農林水産大臣の定めるところにより、「材料の種類及び名称」、「材料の種類及び使用量」又は「材料の種類」とすることができる。
６　原料の種類又は材料の種類、名称及び使用量をこの様式に従い記載することが困難な場合には、この様式の「原料の種類」又は「材料の種類、名称及び使用量」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
７　混入した物の名称及び混入の割合の記載は、法第25条第１号の規定により異物を混入した場合に限る。
８　生産した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した年月」を「登録番号」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
９　生産した事業場の名称及び所在地をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した事業場の名称及び所在地」を「登録番号」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した事業場の名称及び所在地」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
10　荷口番号又は出荷年月を記載する場合には、荷口番号又は出荷年月の前に「荷口番号」又は「出荷年月」の文字を付して記載するものとする。